平成二十年経済産業省令第二十六号

済産業省関係特定保守製品に関する省令

 \aleph 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の規定に基づき、 経済産業省関係特定保守製品に関する省令を次のように制定する。 及び同法を実施するた

目

総則 (第一条・第二条)

事業の届出等(第三条・第四条)

点検その他の保守に関する情報の提供(第五条―第九条)

第四章 点検通知及び点検の実施 (第十条―第十二条)

3

第五章 点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項 (第十三条)

第 章 総則

(定義)

号。以下「法」という。)及び消費生活用製品安全法施行令 下「令」という。)において使用する用語の例による。 以下「法」という。)及び消費生活用製品安全法施行令(昭和四十九年政令第四十八号。以一この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一 以

第二条 この省令は、特定保守製品のうち令別表第三に掲げるものについて適用する 第二章 事業の届出等

(事業の届出等)

式第一による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産紀三条 法第三十二条の二第一項の規定により事業の届出をしようとする特定製造事業者等は、様 業局長に提出しなければならない。

- 位の承継の届出をしようとする特定製造事業者等は、様式第二による届出書を当該特定製造事業」 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第二項の規定により特定製造事業者等の地 者等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならな
- 前項の届出書には、次の書面を添付しなければならない。
- 事業の全部を譲り受けて、 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定保守製品に係る 特定製造事業者等の地位を承継した者にあっては、様式第三による
- 地位を承継した相続人であって、二以上の相続人の全員の同意により選定されたものにあって一 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の は、様式第四による書面及び戸籍謄本
- び戸籍謄本 地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第五による書面及地位を承継した相続人であって、前号の相続人以外のものにあっては、様式第五による書面及一 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により特定製造事業者等の
- 造事業者等の地位を承継した法人にあっては、その法人の登記事項証明書 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により合併によって特定製
- 造事業者等の地位を承継した法人にあっては、様式第六による書面及びその法人の登記事項証 法第三十二条の二第二項において準用する法第七条第一項の規定により分割によって特定製
- 主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に提出しなければならない をしようとする特定製造事業者等は、様式第七による届出書を当該特定製造事業者等の本店又は 法第三十二条の二第二項において準用する法第八条の規定により事業の届出事項の変更の届出
- 法第三十二条の二第二項において準用する法第八条ただし書の主務省令で定める軽微な変更 特定製造事業者等が法人であるときの、法人の代表者の氏名の変更とする。
- 6 局長に提出しなければならない する者は、様式第八による届出書をその者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する経済産業 法第三十二条の二第二項において準用する法第九条の規定により事業の廃止の届出をしようと

(特定保守製品の区分及び型式の区分)

第四条 法第三十二条の二第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の区分は、 おりとする。 別表第一のと

- 合わせたものごとに一の型式の区分とする。 製品については、それぞれの要素による区分として掲げる区分の一をすべての要素について組み いて要素による区分として掲げるとおりとする。この場合において、要素が二以上ある特定保守 特定保守製品の区分の欄に掲げるそれぞれの特定保守製品について、同表の型式の区分の欄にお 法第三十二条の二第一項第二号の主務省令で定める特定保守製品の型式の区分は、 別表第二の
- 適用した場合において同項の規定により型式の区分とされるものをすべての区分について組み合 上ある特定保守製品については、前項の規定にかかわらず、それぞれの区分ごとに同項の規定を 別表第二の型式の区分の欄において一の要素について要素による区分として掲げる区分が二以 けせたものごとに一の型式の区分とする。

第三章 点検その他の保守に関する情報の提供

(設計標準使用期間及び点検期間の設定に関する基準)

第五条 法第三十二条の三の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる期間につき、 該各号に定めるものとする。 それぞれ当

- 部品に関する資料に基づき合理的に算出された数値をもって試験結果数値に代えることができ学的試験の結果算出された数値が存する場合には、当該数値及び部品の仕様又は素材その他の 少ないことを確認し、又はその旨を判断することができなくなる時期を終期として設定するも のとする。ただし、当該特定保守製品の主要部品と同様のものを使用している製品に関する科 て「試験結果数値」という。)に基づき、経年劣化により安全上支障が生ずるおそれが著しく て、加速試験、耐久試験その他の科学的試験を行った結果算出された数値(以下この項におい 設計標準使用期間 製造年月を始期とし、温度、湿度その他の使用環境、電源電圧、運転負 運転時間その他の使用条件及び運転回数その他の使用頻度につき標準的な数値を基礎とし
- 一 点検期間 設計標準使用期間の終期前六月以上一年六月以内の期間のうちいずれかの時期を 期として設定するものとする。 始期とし、設計標準使用期間の終期後六月以上一年六月以内の期間のうちいずれかの時期を終

(特定保守製品への表示)

第六条 法第三十二条の四第一項の規定による表示は、当該特定保守製品の見やすい箇所に読みや 作装置の表面その他の見やすい場所に表示することができる。 定する事項のすべてを表示することが困難なとき又は当該特定保守製品の設置場所その他の理由む。)で行わなければならない。ただし、当該特定保守製品に法第三十二条の四第一項各号に規 すい記載でなされなければならず、かつ、容易に消えない方法(容易にはく離しない方法を含 により当該特定保守製品への表示が適当でないと認められるときは、当該特定保守製品の遠隔操

2 該特定保守製品を識別するために付された文字、記号又は符号(以下「型番号等」という。) 番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、 法第三十二条の四第一項第六号に規定する主務省令で定める事項は、当該特定保守製品の製 ح 当

(特定保守製品への添付書面)

- 第七条 法第三十二条の四第二項の書面は、同項各号に掲げる事項を容易に識別し、 ことができるよう記載したものでなければならない。 及び理解する
- 2 ができるよう記載されなければならない。 ことができる。この場合において、 合には、これに法第三十二条の四第二項各号に掲げる事項を記載することで同項の書面に代える 特定製造事業者等は、当該特定保守製品の取扱いに関する説明の用に供する書面を添付する場 同項各号に掲げる事項は、容易に識別し、 及び理解すること

- | ち去で系寸されなすればならない。| | 3 法第三十二条の四第二項の書面は、流通の過程において容易に紛失し、又はき損しないような|
- 当該特定保守製品の清掃その他日常的に行うべき保守の内容及びその方法法第三十二条の四第二項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

3

(特定保守製品に添付する所有者票) りも早期に当該特定保守製品につき安全上支障を生ずるおそれが多い旨 環境で使用された場合その他経年劣化を特に進める事情が存する場合は、設計標準使用期間よ 市高い場合、当該特定保守製品が目的外の用途で使用された場合、標準的な使用環境と異なる 当該特定保守製品の使用条件又は使用頻度に係る実際の数値が算定の根拠となった数値より二 当該特定保守製品の使用条件又は使用頻度に係る実際の数値が算定の根拠となった数値より

れていることが容易に判別できるような工夫がなされていなければならない。 装がない場合にあっては、当該特定保守製品の本体)に添付することその他の所有者票が添付さ又は当該所有者票以外の添付書類の色と比較して鮮明であること、当該特定保守製品の包装(包第八条 法第三十二条の四第三項に規定する所有者票は、その用紙の色が当該特定保守製品の包装

2 法第三十二条の四第四項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

次条第二項各号に掲げる事項

特定保守製品取引事業者名を記載するための欄

(引渡時の説明に関する事項等)

一 当該特定保守製品取引事業者に対して当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建第九条 法第三十二条の五第一項本文に規定する主務省令で定める者は、次の者とする。

しようとする者 というとう はいから はいから はいから できる者に当該特定保守製品の付属する建物を取得む。)を委託することとして、当該特定保守製品又は当該特定保守製品の付属する建物の居住部分の管理を含 できる者に当該特定保守製品の管理(当該特定保守製品の保守を的確に遂行することが 特定保守製品の保守を的確に遂行することが また保守製品の保守を的確に遂行することが にいいる おいまい しょうしょう

を申し出て、当該特定保守製品の付属する建物を取得しようとする者三 売買その他の取引に先立って当該特定保守製品取引事業者に当該特定保守製品を廃棄する旨

|得する場合を除く。) | しようとする者(当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に譲渡することを目的として取しようとする者(当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に譲渡することを目的として取し 建物に特定保守製品を付属させ、当該建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品を取得

して取得する場合を除く。)得しようとする者(当該建物を一定期間保有し、又は管理した後に再度譲渡することを目的と力。特定保守製品の付属する建物の所有権を移転させる目的で特定保守製品の付属する建物を取り

兀

3 法第三十二条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

の点検を行うことが求められている旨一、特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品で、「「」」()))。

に提供することが求められている旨 一 特定保守製品の所有者は、法律上その変更がある場合を含め所有者情報を特定製造事業者等

報を速やかに特定製造事業者等に提供する旨 特定保守製品取引事業者は、取得者から所有者情報の提供を受けた場合には、当該所有者情

第四章 点検通知及び点検の実施

点検通知)

間Aiする。 第十条 法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める期間は、点検期間の開始前の六月

一 点検通知事項の通知は、消費生活用製品安全法に基づく通知である旨 法第三十二条の十二第一項に規定する主務省令で定める事項は、次の事項とする。

当該特定保守製品の点検を求める場合の連絡先

三 当該特定保守製品の点検の料金の内訳と金額の目

の点検を行うことが求められている旨四「特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品四」特定保守製品の所有者は、法律上特定保守製品に表示された点検期間内に当該特定保守製品

れたファイルに当該情報が記録されるものとする。であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えらの使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法の使用に係る電子計算機とを接続する電磁的方法は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者

(目的外利用の例外)

第十一条 法第三十二条の十三第一項に規定する主務省令で定める正当な理由は、次のとおりとす

に該当する場合 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法第五十七号)第十六条第三項各号に掲げる事も

二 合併その他の事由による事業の承継に伴って所有者情報を取り扱う場合

点検の実施)

事項の通知を発した時から点検期間の始期までの間とする。 第十二条 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める期間は、特定製造事業者等が点検通

分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の点検基準の欄に掲げるとおりとする。2 法第三十二条の十五に規定する主務省令で定める基準は、別表第二の特定保守製品の型式の1

第五章 点検その他の保守の体制に関する判断の基準となるべき事項

一 点策を行う事業所の配置 時定製造事業者等は、点策を行う事業所の配置に当たっては、地号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項とする。第十三条 法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各第十三条 法第三十二条の十八に規定する主務省令で定める判断の基準となるべき事項は、次の各

行う技術者を確保するものとすること。て、点検の能率的な実施が確保されるよう適正に配置するものとし、各事業所において点検を理的条件、交通事情、その製造又は輸入に係る特定保守製品の販売状況その他の条件を勘案し連 点検を行う事業所の配置 特定製造事業者等は、点検を行う事業所の配置に当たっては、地

計を点検の料金として設定するものとすること。 著しく上回らないものとして定められた技術料その他の合理的根拠に基づき発生する費用の合一 点検の料金の設定 特定製造事業者等は、点検を能率的に行った場合における適正な原価を

ット、インターネットその他の公衆の閲覧に供する方法で公表するものとすること。三 点検の料金の公表 特定製造事業者等は、点検の料金の設定の基準を、カタログ、パンフレ

検の料金の内訳及び目安を伝えるものとすること。 | | | 点検の料金の告知 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検に先立って、点 |

客観的に判断することを可能とする事項を記載するものとすること。 製品について、点検を行う技術者が点検基準に従った点検を行い、及び点検基準への適合性を製品について、点検を行う技術者が点検基準に従った点検を行い、及び点検基準への適合性を以下単に「点検基準」という。) に基づき作成するものとし、当該手引が対象とする特定保守五 点検に必要な手引を別表第二の点検基準

するものとすること。

・対象造し、又は輸入した特定保守製品の販売状況を勘案してその保有期間を定め、これを保有が製造し、又は輸入した特定保守製品の販売状況を勘案してその保有期間を定め、これを保有守製品の整備に要する部品については、点検の結果に応じた適切な整備が行われるよう、自ら守製品の整備に要する部品の保有一特定製造事業者等は、点検の結果必要となると見込まれる特定保

先立って、その結果を伝えるものとすること。の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有状況を確認し、点検に八 部品の保有状況に関する情報提供 特定製造事業者等は、点検を求められた場合には、点検

供する方法で提供するものとすること。

供する方法で提供するものとすること。

世子の方法で提供するものについての情報提供、特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特力、点検期間にあるものについての情報提供、特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特

記録し、及びその記録を三年間を目安として一定期間保管するものとすること。十一 点検の結果の記録 特定製造事業者等は、点検を実施した場合においては、点検の結果を要な講習の実施その他の点検に係る技術水準を確保するための方策を講ずるものとすること。習を定期的に行うものとし、点検を委託する場合にあっては、委託先事業者に対する点検に必習を定期的に行うものとし、点検を委託する場合にあっては、委託先事業者に対する点検に必当を規制の実施 特定製造事業者等は、点検を行う技術者に対して点検に必要な技術的講

点検の結果の伝達 特定製造事業者等は、点検を実施した場合においては、点検を求めた

附 則 者に対して、点検の結果を適切な方法で伝えるものとすること。

一日)から施行する。 第一条 この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年四月(施行期日)

(特定保守製品に関する経過措置)

2 第十三条第六号及び第七号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又検基準に従った点検」を「点検基準に準じた点検」と読み替えるものとする。されたものへの適用については、「点検基準に基づき作成」を「点検基準に準じて作成」と、「点第二条 第十三条第五号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又は輸入

は輸入されたものについては、適用しない。第十三条第六号及び第七号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、

(点検通知に関する経過措置) られるもの」と読み替えるものとする。 られるものへの適用については、「点検期間にあるもの」を「点検期間に相当する期間にあると考えたものへの適用については、「点検期間にあるもの」を「点検期間に相当する期間にあると考え、第十三条第九号の規定は、特定保守製品であってこの省令の施行前に製造され、又は輸入され

でに掲げる事項」とする。 常士条の規定の適用については、同条第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号から第三号ま二条の規定により適用される法第三十二条の十二第一項の規定に基づく通知を行う場合における第三条 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令(令和三年政令第二百十四号)附則第

則 (平成二二年一一月一日経済産業省令第五五号)

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日経済産業省令第一七号)

ずる。この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施

則 (令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号)

(施行期日)

附

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

式によるものとみなす。
の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。) は、この省令による改正後の様の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。) は、この省令による改正的の電気事業法等の一部を改正する等第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」とい

分の間、これを取り繕って使用することができる。 部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。)については、当2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙(第九十二条による改正前の電気事業法等の一

附 則 (令和三年七月二七日経済産業省令第六二号)

(施行期日)

(経過措置)

2

係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三

様式第1 (第3条第1項関係)

特定保守製品製造(輸入)事業届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 住所

- 消費生活用製品安全法第32条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。 1 事業開始の年月日 2 製造 (輸入) する特定保守製品の区分 3 当該特定保守製品の型式の区分 4 当該特定保守製品の型式の区分 4 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を 行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第2 (第3条第2項関係)

特定保守製品製造(輸入)事業承継届出書

月

殿

氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 住所

消費生活用製品安全法(以下「法」という。)第32条の2第2項において準用する 注第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
	氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名	
	住 所	
	製造 (輸入) 事業届出の年 月日	
被承継者に 関する事項	製造 (輸入) する特定保守 製品の区分	
	当該特定保守製品の型式の 区分	
	当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び作所)	

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

```
様式第3 (第3条第3項第1号関係)
```

特定保守製品製造(輸入)事業譲渡譲受証明書

年 月 日

殿

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 住所 護り受けた者 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

次のとおり特定保守製品の製造(輸入)事業者の事業の全部の譲渡譲受があった

- 次のとおり特定保守製品の製造 (輸入) 事業有い尹素の土田ののはない。ことを証明します。
 1 譲り渡した者の製造 (輸入) 事業届出の年月日
 2 製造 (輸入) する特定保守製品の区分
 3 当該特定保守製品の型式の区分
 4 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)
 5 譲渡譲受の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4 (第3条第3項第2号関係)

特定保守製品製造(輸入)事業者相続同意証明書

年 月

殿

証明者 氏名 住所

- 次のとおり特定保守製品の製造(輸入)事業者について相続があったことを証明 します。 1 被相続人の氏名及び住所 2 被相続人の製造(輸入)事業届出の年月日 3 遺後(輸入)する特定保守製品の区分 4 当該特定保守製品の型式の区分 5 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業 を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住 所)
- 所) 6 特定保守製品製造(輸入)事業者の地位を承継する者として選定された者の 氏名及び住所 7 相続開始の年月日
- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 証明書は、特定保守製品製造 (輸入)事業者の地位を承継する者として選定された者以外の相続人全員が氏名を記載すること。

様式第5 (第3条第3項第3号関係)

特定保守製品製造(輸入)事業者相続証明書

月 年 日

殿

証明者 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名

証明者 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名 住所

- 次のとおり特定保守製品の製造(輸入)事業者について相続があったことを証明 します。 1 被相続人の氏名及び住所 2 被相続人の野造(輸入)事業届出の年月日 3 製造(輸入)する特定保守製品の区分 4 当該特定保守製品の型式の区分 5 当該特定保守製品の型式の区分 5 当該特定保守製品を遵する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入の事業 を行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住 質に

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 証明者は、2人以上とすること。

機式第6 (第3条第3項第5号関係)

特定保守製品製造 (輸入) 事業証明書

月 日

殿

被継承者 名称及び代表者の氏名

住所

名称及び代表者の氏名 住所

次のとおり分割によって特定保守製品の製造 (輸入) 事業者の事業の全部の承維 があったことを証明します。 1 被承継者の製造 (輸入) 事業届出の年月日 2 製造 (輸入) する特定保守製品の区分 3 当該特定保守製品の型式の区分

- コ コ級ペガビルボで実施ロバ空式が心が分 当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地 (輸入の事業を 行う者にあっては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所) 承継の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7 (第3条第4項関係)

事業届出事項変更届出書

月 日 年

氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 住所

消費生活用製品安全法(以下「法」という。) 第32条の2第2項において準用する 法第8条の規定により、次のとおり届け出ます。 1 変更の内容 2 変更の再月日 3 変更の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第8 (第3条第6項関係)

特定保守製品製造(輸入)事業廃止届出書

年 月

殿

氏名又は名称及び法人にあ ってはその代表者の氏名 住所

消費生活用製品安全法 (以下「法」という。) 第32条の2第2項において準用する 法第9条の規定により、次のとおり届け出ます。 1 製造 (輸入) 事業届出の年月日 2 製造 (輸入) する特定保守製品の区分 3 廃止の年月日

(備考) この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

のもの	ミスター式	サー過熱防	50	(2) その		形のもの	門	b	(2) その	(二水路	冷揚の方式(1) 一五空だき坊上装置			\	火火斗車	然尭犬態		水通路部の			機器の燃料	接続部の状態	機器と燃料	の状態	対震自動消		の状態	給排気筒の	機器と排気	辺の可燃物の有無	は給排気筒	機器及び排	能()	筒の先端の	排気筒又は	能	油給湯機共通の事項――――――――――――――――――――――――――――――――――――	要	特定保守製 型式の区分	第四条	二 石油ふろがま	一 石油給湯機	別表第一(第四条関係)
	変動すること。	止装置の状サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に			と又は	ì	消火(1)			1	ないこと。	カ	ないこと。		(一) 幾号ストニ最高さい、ここの	対する乱	然尭中こと及の広大、逆と、目こ見える垔の		iの状態 水通路部又はその接続口から水漏れがないこ	がないこと。	のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れ	部		配管の 機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがない	焼を停止すること。	動消火装置対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃	さその他の接続の不具合がないこと。	同又は給排気筒の接続部に	n	機器と排気筒又は(1) 機器と排気筒又は給排気筒が確実に接	の有無 く。) がないこと。	は給排気筒先端周の周辺に可燃物(建物その他の構造物は除	気筒又機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端		筒の先端の設置状こと。	.給排気排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ている	合、燃焼を停止すること。	の状機器への燃料供給	ý目 点検内容	点検基準				
																											ま	石油ふろが共通の事項―			他のもの		もの	用開放式	2					方法 給排気式	気の	もの	メタル式	2
			機器の外観	状態	空だき防止装置の		燃焼状態		水通路部の状態		3	機器の燃料通路部	接続部の状態を	争		耐震自動消火装置			続部の状態	機器と排気筒の接	有無	端周辺の可燃物の	及び	を除く。)	置されているもの	できない箇所に設	状態(構造上確認	排気筒先端の設置				その排気筒の状態		の <u>タ</u>	<u> </u>					式 <u>の</u>	短制給排気筒の状態		の態	ハイ過熱防止装置の状
	ないこと。	۷ ک	機器本体に損傷がないこと。	ないこと。		異常がないこと。	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の	ه ح	水通路部又はその接続口から水漏れがないこ	がないこと。	のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れ	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	後号:紫斗己奎つ妾売取り の紫斗扇りにより: イー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	尭を亭上すること。		の接続の不具合がないこと。	(2) 機器と排気筒の接続部に孔あきその他	こと。	□(1)機器と排気筒が確実に接続されている		物その他の構造物は除く。)がないこと。)排気筒先機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物(建			W.	, <u>י</u> טע	疊排気筒先端が屋外に出ていること。 │	より閉	(3) 排気筒の先端がほこりその他の異物に	(2) 排気筒に変形や損傷がないこと。	(1) 排気筒が外れていないこと。			排気口がほこり、板その他の異物により閉塞	_		(3) 給排気筒に変形又は損傷がないこと。	ないこと。	(2) 給排気筒の接続部のロックが外れてい	(1) 給排気筒が外れていないこと。		燃焼が停止すること。	4バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、

方 給 燃 燃
の (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
#
田